

# 鳥取県産業廃棄物処理規則

当に、(当に)は、(當に)が、(當に)の  
行及び毎週金曜日  
發行日曜日

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるものほか、県内の産業廃棄物の適正な処理を促進するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第3項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けている者及び許可を受けようとする者をいう。
- (4) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (5) 処理施設 又は処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理若しくは埋立処分を行うための施設をいう。
- (6) 積換え保管施設 処理業者が設置する産業廃棄物の積換え又は保管のための施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、産業廃棄物の適正な処理を促進するため、市町村及び関係機関と連携を図り、事業者等に對し適切な指導、助言等を行うとともに、処理業者の健全な育成を図るものとする。

2 県は、市町村と協力して、産業廃棄物の処理に関する地域住民と事業者との紛争の防止に努めるものとする。

(市町村の責務)

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

第1章 総則  
(目的)

第4条 市町村は、この要綱の目的を達成するため、この要綱の規定により県が実施する施策に協力するとともに、自らも産業廃棄物の処理に関する地域住民と事業者との紛争の防止に努めるものとする。

### (事業者等の責務)

第5条 事業者等は、生活環境の保全に配慮して産業廃棄物を適正に処理するとともに、この要綱に定める事項を誠実に履行しなければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に関し、地域住民との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生したときは、その速やかな解決に努めなければならない。

### (積荷目録による処理)

第6条 事業者等は、産業廃棄物の委託処理に当たっては、マニフェストシステム実施要綱（平成2年3月26日厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に定めるところにより積荷目録（マニフェスト）を使用して、産業廃棄物の適正な処理を図らなければならぬ。

第8条 設置予定者は、法第15条第1項の規定による設置の届出（処理業者が設置する施設で法第12条第5項第2号の規定に該当しない処理施設等にあっては、その工事の着手をいい、以下「設置の届出又は工事の着手」という。）の前に、別記産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書（様式第1号）により、知事（排出事業者が設置するものについては、当該地域を管轄する保健所長。以下同じ。）に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、法第15条第1項に規定する届出書添付書類のほか必要により次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 環境保全対策を記載した書類
- (3) 災害防止対策を記載した書類
- (4) 立地環境の調査結果
- (5) 処理施設等の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類
- (6) 処理業者が設置する施設の場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類
- (7) 地元説明計画書
- (8) その他参考となる書類等

### 第2章 産業廃棄物処理施設等の設置

#### (立地環境に関する調査等)

第7条 処理施設又は積換え保管施設（以下「処理施設等」という。）を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、処理施設等の設置を計画する際は、事前に、知事が別に定める立地環境に関する指針に基づき、立地環境の調査を行うとともに、周辺及び下流域の生活環境の保全に留意しなければならない。

#### （処理施設等の設置に係る事前協議）

第10条 知事は、事前協議を受けたときは、関係市町村長及び関係機関の長に当該協議書の内容と関係法令等との整合性について照会するものと

する。

- 2 関係市町村長は、前項に規定する照会に対する回答とは別に、地域の生活環境の保全上の見地から知事に對して意見を述べることができる。
- 3 関係市町村長及び関係機関の長は、第1項の照会に対する回答又は前項の意見を述べるに当たり、設置予定者に對し説明を求めることができる。

- 4 設置予定者は、前項の規定により関係市町村長及び関係機関の長から説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。

(地域住民への説明)

- 1 第11条 設置予定者は、処理施設等の設置に当たっては、事前に関係市町村長及び地域住民に事業計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得るよう努めなければならない。
- 2 設置予定者は、前項の説明をする地域住民の範囲について、事前に、知事及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。
- 3 関係市町村長は、設置予定者が地域住民を対象として説明等を行おうとするときは、日時及び場所等の調整について協力するものとする。

(地域住民の意見)

- 1 第12条 地域住民は、前条第1項の規定による説明を受けた後に、地域における生活環境の保全上の見地から設置予定者に意見書を提出することができるものとする。
- 2 設置予定者は、地域住民から当該事業計画等に係る環境保全対策等に関する要望があったときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 3 設置予定者は、地域住民への事業計画等の説明の状況及び地域住民からの要望に対する対応の内容等を地域住民から提出された意見書の写し

とともに、知事及び関係市町村長へ書面で報告しなければならない。

(計画の変更等の指導)

- 1 第13条 知事は、第10条第1項及び第2項の規定による関係市町村長等の回答及び意見並びに前条第1項の規定による地域住民の意見を踏まえ、設置予定者に對し関係法令等に定める必要な手続きを行うべきことを教示するとともに、必要があると認めるときは、留意すべき事項又は事業計画の変更等について指導するものとする。

- 2 設置予定者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、知事及び関係市町村長へその結果を報告しなければならない。

- 3 設置予定者が正当な理由がなく第1項の規定による指導を受けた日から1年を経過する日までに必要な措置を完了しないときは、当該事前協議は取り下げられたものとみなす。

(生活環境の保全に関する協定)

- 1 第14条 設置予定者は、関係市町村長又は地域住民から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協定の締結及び内容について関係者を指導することができる。

(事前協議の完了通知)

- 1 第15条 知事は、第8条第1項に規定する事前協議書その他の書類を審査し、内容が適當であると認めるときは、その旨を設置予定者及び関係市町村長へ通知するものとする。
- 2 設置予定者は、(設置の届出等)
- 3 第16条 設置予定者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、設

置の届出又は工事の着手を行ってはならない。

- 2 前項の届出に係る添付書類のうち、事前協議において既に提出されており変更の必要のないものについては、その一部を省略することができる。

- 3 知事は、第1項の届出を受理したときは、関係市町村長にその旨を通知するものとする。

- 4 設置予定者は、正当な理由がなく前条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに当該処理施設等について第1項の設置の届出又は工事の着手を行わなかつた場合は、当該処理施設等について新たに第8条に規定する事前協議を行わなければならない。

(工事計画書の提出)

- 第17条 設置予定者は、処理施設等の工事に着手しようとするときは、あらかじめ別記産業廃棄物処理施設等工事計画書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(工事完了報告書の提出)

- 第18条 設置予定者は、処理施設等の工事が完了したときは、別記産業廃棄物処理施設等工事完了報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(完成検査)

- 第19条 知事は、前条の規定による報告があったときは、工事完了の確認検査を行うものとする。

- 2 事業者等は、前項の規定による確認検査を受けた後でなければ、当該処理施設等を使用してはならない。

(構造等の変更の場合等の準用)

第20条 第7条から前条までの規定は、処理施設の設置者が処理施設の構

造又は規模の変更をしようとする場合及び処理業者が積換え保管施設の

規模の拡大をしようとする場合について準用する。この場合において、

「処理施設等の設置」とあるのは「処理施設等の構造又は規模の変更」

と、「法第15条第1項の規定による設置の届出」とあるのは「法第15条第1項の規定による変更の届出」と、「設置の届出又は工事の着手」とあるのは「変更の届出又は工事の着手」と読み替えるものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、当該変更等が規模の縮小等のため生活環境の保全上支障がないと認めるときは、同項の規定を適用しないことができる。

第3章 県外産業廃棄物の県内搬入処理

(産業廃棄物の県内処理)

- 第21条 事業者等は、県内で発生した産業廃棄物を県内で処理するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、県外からの産業廃棄物を処理することにより県内で発生した産業廃棄物の処理に支障が生じないようにしなければならない。

(県外産業廃棄物の処理受託協議)

- 第22条 処理業者で県外で発生した産業廃棄物の処理(運搬を除く。)を受託しようとする者(以下「受託業者」という。)は、排出事業者(以下「委託事業者」という。)ごとに別記産業廃棄物処理受託協議書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に協議しなければならない。

- (1) 委託事業者の処理委託申込書及び処理委託計画書の写し

- (2) 委託事業者及び受託業者連名による積荷目録制度（マニフェストシステム）実施誓約書
- (3) 受託しようとする産業廃棄物の発生工程説明書及び産業廃棄物の成分等の分析検査結果（国、地方公共団体又は計量法（昭和26年法律第207号）第123条第2号に係る登録を受けた者が分析したものに限る。）の写し（発生工程及び成分が明らかな産業廃棄物を除く。）
- 2 前項の規定による協議は、原則として年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに行うものとする。ただし、新たな年度において受託しようとする産業廃棄物の種類及び性状が前年度と同一の場合は、添付書類を省略することができるものとする。
- 3 受託しようとする産業廃棄物の種類が建設廃材の場合は、第1項の規定にかかわらず、除去しようとする工作物ごとに同項の規定による協議を行うものとする。
- （承認等の通知）
- 第28条 知事は、前条第1項の規定による協議があった場合は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは承認し、その旨を受託業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による承認通知には、当該産業廃棄物の処理に関する条件を付すことができるものとする。
- 3 知事は、協議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、その旨を受託業者に通知するものとする。
- (1) 当該処理施設での適正な処理に支障が生じるおそれがあると認められる場合
- (2) 産業廃棄物が積換え保管施設経由で搬入される場合
- 5

(3) その他生活環境の保全上支障が生じるおそれがあると認められる場合

(受託)

第24条 受託業者は、前条第1項の規定による承認通知を受けた後でなければ、当該産業廃棄物の処理を受託してはならない。

2 受託業者は、前条第2項の規定により当該産業廃棄物の処理に関する条件が付された場合は、これを遵守しなければならない。

(受託内容の変更)

第25条 第23条第1項の規定による承認通知を受けた受託業者が、次の各号に掲げる受託内容の変更をしようとする場合は、当該変更について新たに第22条第1項の規定による協議をし、承認を得なければならない。

- (1) 受託予定の産業廃棄物の種類の変更
- (2) 産業廃棄物の発生事業場又は発生工程の変更
- (3) その他知事が必要と認める変更

(受託実績の報告)

第26条 受託業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第14条第5項の規定により知事に提出する「産業廃棄物処理業実績報告書」において、県外で発生した産業廃棄物と県内で発生した産業廃棄物の処理実績を区分して報告するものとする。

- 第4章 雜則
- (書類の提出等)

第27条 この要綱の規定により知事に提出する書類（法の規定によるものを除く。次項において同じ。）は、正副2部とし、当該地域を管轄する

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の規定により保健所長に提出する書類は、1部とする。

(鳥取県環境影響評価実施要綱による特例)

第28条 設置予定者が、鳥取県環境影響評価実施要綱(平成3年11月15日鳥取県告示第806号)の規定に基づく必要な手続きを行う場合は、この

要綱中第7条から第13条まで及び第15条の規定は適用しない。

この場合において、第16条の適用については、同条中「前条の規定による通知を受けた」とあるのは「鳥取県環境影響評価実施要綱第11条の規定により環境影響評価書を公告した」と読み替えるものとする。

(勧告及び公表)

第29条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者
  - (2) 第15条の規定による完了通知を受ける前に工事に着手した者
  - (3) 第22条の規定による受託協議をせず、又は虚偽の受託協議をした者
  - (4) 第24条の規定に違反して産業廃棄物の処理を受託した者
  - (5) その他この要綱に規定する手続等の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- (その他)

第30条 この要綱の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

理施設設置届若しくは産業廃棄物処理施設構造等変更届又は廃棄物関係事務処理要領に基づくこれらの届出に当たっての事前指導願若しくは産業廃棄物処理業許可(変更許可)申請に当たっての事前指導願が保健所長に提出されている場合は、当該届出又は事前指導願に係る施設の設置又は変更については、この要綱の規定は適用しない。

## 様式第1号(第8条関係)

産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書

職 氏 名 殿  
産業廃棄物処理施設等を設置(変更)したいので、下記のとおり協議します。

平成

年 月 日

平成

年 月 日

住所

住所

氏名

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

記

設置(変更)の 目的	1 産業廃棄物排出事業者としての自己処理 2 産業廃棄物処理業としての営業
事前協議の区分	1 中間処理施設の(設置・変更) 2 最終処分場の(設置・変更) 3 補換え保管施設の(設置・変更)
事前協議の内容	別添のとおり

## 【備考】

該当するものに○をすること。

## 【添付書類】

- 1 事前協議の区分に応じた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による届出書の案(欄外上に、事前協議用案と記入し、届出者印は不要。届出を要しない施設にあっては、当該様式を準用のこと。)及び届出書添付書類  
 2 事前協議用添付書類  
 事業計画の概要を記載した書類  
 環境保全対策を記載した書類  
 災害防止対策を記載した書類  
 立地環境の調査結果  
 処理施設等の設置(変更)に要する事業費及びその資金計画に  
 関する書類  
 処理業者が設置する施設の場合は、提出予定の許可申請書に添  
 付する書類  
 地元説明計画書  
 その他参考となる書類等

## 様式第2号(第17条関係)

産業廃棄物処理施設等工事計画書

職 氏 名 殿  
産業廃棄物処理施設等の設置(変更)に係る工事に着手したいので、  
下記のとおり報告します。

平成

年 月 日

氏名

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

記

施設の名称又は工事名	
設置場所	
工事着手予定年月日	平成 年 月 日

工事完了予定年月日 平成 年 月 日

施工業者名

## 【備考】 当該工事に係る工程表を添付のこと。

## 様式第3号(第18条関係)

産業廃棄物処理施設等工事完了報告書

職 氏 名 殿

産業廃棄物処理施設等の設置(変更)に係る工事が完了したので、下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

施設の名称又は工事名			
設 置 場 所			
工事着手年月日	平成 年 月 日		
使用開始予定年月日	平成 年 月 日		
備 考			

平成4年3月24日

## 様式第4号(第22条関係)

産業廃棄物処理受託協議書

職 氏 名 殿

県外で発生した産業廃棄物の処理を受託したいので、下記のとおり協議します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

受託区分	中間処理( )・最終処分			
処理を行う施設	種類	数	量	性状
受託予定の 産業廃棄物				
委託事業者	住 所			
	氏名又は 称	(担当部署	TEL	)
産業廃棄物の 発生事業場	所 在 地			
	名 称			
	事 業 内 容			

受託予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
搬入者の氏名 又は 会社名	

【備  
考】

受託予定の産業廃棄物が建設廃材の場合は、産業廃棄物の発生事業場の欄に除去する工作物の所在地、名称及び工作物の概要（建築用途）を記入すること。

## 【添付書類】

- 1 委託事業者の処理委託申込書及び処理委託計画書の写し
- 2 委託事業者、受託業者連名のマニフェスト実施誓約書
- 3 受託しようとする産業廃棄物の発生工程説明書及び成分等の分析検査結果の写し（発生工程及び成分が明らかな産業廃棄物を除く。）